

監 査 種 別 公の施設の指定管理者監査

監 査 対 象 共立・名古屋共立共同事業体
(事務所所在地：東京都渋谷区代々木五丁目40番13号)

上記団体の事業に係る所管局の事務を含む。

監 査 期 間 令和元年 9月27日から
令和2年 4月15日まで

監 査 結 果

(共立・名古屋共立共同事業体分)

第1 指定管理業務の概要

1 公の施設の概要

本市では、名古屋市民会館条例及び名古屋市音楽プラザ条例に基づき公の施設である名古屋市民会館（以下「市民会館」という。）及び名古屋市音楽プラザ（以下「音楽プラザ」という。）を設置している。市民会館及び音楽プラザの所管は観光文化交流局であり、その概要は第 1-1表及び第 1-2表のとおりである。

第 1-1表 公の施設（市民会館）の概要

名 称	名古屋市民会館
所 在 地	中区金山一丁目 5番 1号
開設年月	昭和47年10月
主な施設	大ホール、中ホール、第一リハーサル室、第二リハーサル室、楽屋、第一会議室、第二会議室、特別会議室

第 1-2表 公の施設（音楽プラザ）の概要

名 称	名古屋市音楽プラザ
所 在 地	中区金山一丁目 4番10号
開設年月	平成 8年12月
主な施設	合奏場、大リハーサル室、中リハーサル室、第 1控室、 第 2控室、音楽サロン

2 業務の範囲

本市は、地方自治法第 244条の 2第 3項、第 5項及び第 6項の規定に基づき、共立・名古屋共立共同事業体（以下「共立・名古屋共立」という。）を、平成28年 4月 1日から市民会館及び音楽プラザの指定管理者に指定している（現在の指定期間は平成28年 4月 1日から令和 3年 3月31日まで）。

指定管理者の主な業務の範囲は、①一般の利用に供すること、②施設等の使用の許可に関すること、③維持管理及び修繕に関することなどであり、共立・名古屋共立は市民会館及び音楽プラザの管理運営のため、第 2表のとおり職員を配置している。

第 2表 職員配置（平成31年 3月31日現在）

館長 1名、副館長 1名、管理業務員 18名、劇場業務員 1名、 舞台機構業務員 7名、音響機構業務員 4名、照明機構業務員 5名、 劇場利用業務員 2名	合計39名
---	-------

3 事業状況

市民会館及び音楽プラザにおける利用率の状況は第 3-1表及び第 3-2表のとおりである。

第 3-1表 利用率（市民会館）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
フォレストホール	92.2%	97.5%	99.4%
ビレッジホール	96.4%	97.8%	99.0%
第1リハーサル室	93.5%	92.6%	94.0%
第2リハーサル室	88.9%	93.8%	91.1%
第1会議室	85.2%	90.8%	91.8%
第2会議室	97.2%	97.5%	97.1%
特別会議室	75.5%	75.8%	67.2%

第 3-2表 利用率（音楽プラザ）

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
合奏場	100%	100%	100%
大リハーサル室	99.4%	100%	100%
中リハーサル室	100%	100%	100%
第1控室	81.9%	83.3%	88.4%
第2控室	89.9%	91.3%	93.0%
音楽サロン	20.8%	22.4%	23.1%

4 収支状況

平成30年度において、本市は共立・名古屋共立に対し、指定管理料 2億 1,834万円を支出している。観光文化交流局に報告された施設の管理に係る収支状況は、第4表のとおりである。

第 4表 市民会館及び音楽プラザの管理に係る収支状況

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
	千円	千円	千円
指定管理料	218,344	事業費	560,700
その他収入	350,220	(人件費を含む。)	
収入合計	568,564	支出合計	560,700

(注) 文中では万円未満の端数を切り捨て、表中では千円未満の端数を切り捨てた。

第2 監査結果の概要

市民会館及び音楽プラザの指定管理者である共立・名古屋共立について、地方自治法第 199条第 7項の規定に基づき、公の施設の管理に係る出納その他の事務の監査を実施した。

今回の監査は、公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に執行されているか、公の施設の管理に係る会計経理が適正に行われているかなどについて、主として平成30年度（平成30年 4月 1日～平成31年 3月31日）の事務について調査した。

監査の結果、以下のとおり一部に不適切な事例が見受けられた。今後の事業執行にあたっては、この点に留意されたい。

第3 指摘事項

利用料金の減免事務について

名古屋市民会館条例により、市民会館の施設等の使用の許可を受けた者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならないとされているが、指定管理者は、名古屋市民会館条例施行細則（以下「規則」という。）で定める事由があるときは、利用料金を減免することができるとしている。

規則によれば、利用料金の減免は、申請に基づいて行うものとされている。主な減免事由及び減免することができる額は、「身体障害者手帳等の交付を受けている者が乗車している自動車を駐車場に駐車させる場合であって、当該手帳等を係員に提示したとき 駐車場の利用料金の全額」、「指定管理者が市長の承認を得て定める事由があるとき その都度指定管理者が市長の承認を得て定める額」などと定められている。

市民会館における利用料金の減免事務を調査したところ、指定管理者は市民会館の施設等の使用の許可を受けた者（主催者）に対し、市民会館大ホールの場合 5台分、中ホールの場合 4台分、音楽プラザ合奏場等の場合 1台分、無料で市民会館平面駐車場を利用できる駐車許可証を発行しているが、指定管理者から市長に対する減免申請は行われておらず、市長の承認を得ることなく駐車場の利用料金の減免を行っていた。

共立・名古屋共立共同事業体においては、名古屋市民会館条例等に従い、適正な減免事務を行われたい。

なお、監査期間中に指定管理者から減免申請が行われ、市長による承認が得られた。

(観光文化交流局関係分)

第1 監査結果の概要

公の施設の指定管理者監査に併せて、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、観光文化交流局所管の財務に関する事務のうち、共立・名古屋共立に対する事務の執行について監査を実施した。

監査の結果、特に指摘すべき事項はなかった。